

○総務省令第七十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十一日

総務大臣 武田 良太

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請)

第一條の六 法第十條第一項ただし書の危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、別記様式第一の二の申請書を所轄消防長又は消防署長に提出しなければならない。

(屋内給油取扱所)

第二十五條の六 令第十七條第二項の総務省令で定める給油取扱所(同項の屋内給油取扱所をいう。)は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積(以下この条において「区画面積」という。)を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの(当該割合が三分の二までのものであつて、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。)とする。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出書)

第四十八條の三 法第十三條第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、別記様式第二十の二による書類を添付しなければならない。

〔新設〕

(屋内給油取扱所)

第二十五條の六 令第十七條第二項の総務省令で定める給油取扱所(同項の屋内給油取扱所をいう。)は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分(床又は壁で区画された部分に限る。以下この条において同じ。)の一階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分の一階の床面積を減じた面積の三分の一を超えるものとする。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出書)

第四十八條の三 法第十三條第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、法第十三條第一項に規定する実務経験を証明する書類を添付しなければならない。

危険物 仮取扱い 承認申請書

危険物の所有者、管理者又は占有者 仮貯蔵・仮取扱いの場所		住所 氏名	電話 ()	年 月 日
危険物の種類、品名及び最大数量		所在地 名称	指定数量 の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法				
仮貯蔵・仮取扱いの期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間				
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)				
現場管理責任者 氏名		緊急連絡先 ()		
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期間経過後の処理				
その他必要事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 手数料欄
承認年月日 承認番号				

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定は、公布の日から施行する。